

**平成27年(2015年)招集大阪狭山市議会定例会**  
**9月定例会議会提出議案の概要(市長提出)**

● **議案第47号 教育委員会の委員の任命について**

教育委員会の委員、山崎 貢(やまざき みつぐ)氏の任期が本年9月30日で満了することに伴い、改めて同氏を委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの

● **議案第48号から議案第56号まで**

平成26年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求めるもの

議案第48号：大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定

議案第49号：大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定

議案第50号：大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第51号：大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算認定

議案第52号：大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定

議案第53号：大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第54号：大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定

議案第55号：大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定

議案第56号：大阪狭山市水道事業会計決算認定

● **議案第57号 職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について**

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化され、公務員にも厚生年金保険法が適用されることに伴い、障害共済年金が障害厚生年金に改められ、地方公務員等共済組合法に規定する「特定警察職員等」の定義が厚生年金保険法に新たに規定されるため、厚生年金保険法の規定の引用を必要とする関係2条例について所要の改正を行うもの

● **議案第58号 大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が本年10月5日から施行され、平成28年1月1日から個人番号の利用が始まる。番号法においては、個人番号をその内容に含む個人情報が「特定個人情報」と定義されるとともに、その取扱いなどが定められていることから、本市個人情報保護条例においても特定個人情報の適正な取扱いの確保及び特定個人情報の開示・訂正等の実施に必要な措置を講ずるため、所要の改正を行うもの

● **議案第59号 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、個人番号を対象者に知らせるための通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料を新たに規定するとともに、交付が終了する住民基本台帳カードの手数料の規定を削除するもの。また、南河内広域事務室において6市町村が共同処理している介護保険事業における指定居宅サービス事業者の指定等に係る審査手数料を平成28年4月1日から徴収するにあたり、所要の改正を行うもの

● **議案第60号 平成27年度(2015年)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について**

主に防災機能強化のための再生可能エネルギー設備等設置工事費をはじめ、市民からの寄付金を活用した防災対策用備品及び青色回転灯装備車両の購入に係る経費、濁り池改修のための農業農村整備工事費及び測量設計業務委託料のほか、生活保護費国庫負担金超過交付返還金等で、歳入歳出それぞれ3億1,957万3千円の増額補正をするもの

● **議案第61号 平成27年度(2015年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について**

算出係数の変更に伴う前期高齢者納付金等の不足額と過年度分の療養給付費等国庫負担金等の精算に伴う国・大阪府への超過交付返還金で、歳入歳出それぞれ6,918万3千円の増額補正をするもの

● 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度 (2015 年) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について

過年度分の介護給付費負担金等の精算に伴う国・大阪府等への超過交付返還金、介護給付費準備基金への積立金及び在宅医療・介護情報を多職種間で共有できる情報システムを構築する在宅医療介護 ICT 連携事業費で、歳入歳出それぞれ 4, 9 9 5 万 6 千円の増額補正をするもの

● 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度 (2015 年) 大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について

大阪狭山市財産区地域公共事業等交付金交付要綱に基づき、東野財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ 5 0 万円の増額補正をするもの

● 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度 (2015 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について

平成 2 6 年度に池尻財産区において執行した地域公共事業の決算剰余金を大阪狭山市池尻財産区基金に積み立てるため、歳入歳出それぞれ 2 5 万 1 千円の増額補正をするもの

● 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度 (2014 年) 大阪狭山市水道事業会計剰余金の処分について

平成 2 6 年度大阪狭山市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの

● 報告第 3 号 平成 2 6 年度 (2014 年) 大阪狭山市健全化判断比率について

● 報告第 4 号 平成 2 6 年度 (2014 年) 大阪狭山市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項ほかの規定により、平成 2 6 年度大阪狭山市健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの

● 報告第 5 号 平成 2 6 年度 (2014 年) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 6 年度公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について報告するもの